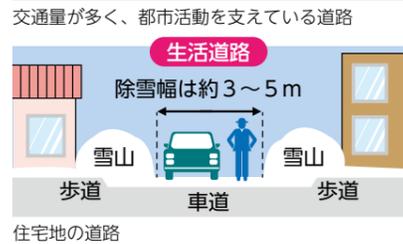
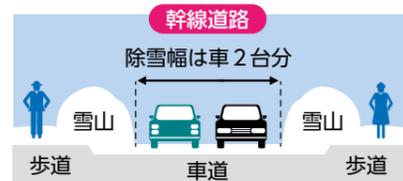


除排雪のお知らせ

今年度の除排雪体制や、除雪に関するルール等をお知らせします
【詳細】土木事業所 電話36・2244

除雪出動基準

- 新たに降り積もる雪が、幹線道路は10cm以上、生活道路は15cm以上で車両の走行に支障が発生すると予想される場合
- 通勤・通学時間（朝7時）までには、除雪作業が終わるようにします
※作業の前日に出動判断するため、早朝の降雪には出動できない場合あり。



無償で貸し出します
※いずれも要事前申請

小型除雪機・移動式小型融雪機

貸出対象 高齢者や障害がある方の住宅敷地内を除雪するボランティアの方、自主的に道路を除雪する町内会
貸出期間 12/20(水)~3/20(水)
貸出回数 1シーズン2回まで
申請方法 雪対策課に電話で予約状況を確認の上、使用希望日の7日前までに、申請書を持参または郵送（必着）

ダンプトラック・タイヤショベル

いずれかを運転手付きで貸し出します

貸出対象 自主的に道路の除排雪をする町内会
貸出期間 12/20(水)~3/20(水)
貸出回数 1シーズン1回まで
申請先 該当地区の除雪センター
受付時間 9:00~17:00
【詳細】雪対策課 電話25・6225

除雪センターの運営体制



センター機能の集約と充実を図るため、**電話連絡や相談窓口を主センターで受け付けます**。11/20~3月上旬は①を24時間体制とし、④⑥⑨の開設時間外は、①に電話を転送して対応します。主センター①④⑥⑨の開設時間内はセンター職員が常駐しますが、支所センター②③⑤⑦⑧では①④⑥からの連絡により現地対応に当たるため、開設時間内でも不在となる場合があります。大雪などの悪天候が予想される場合は、①以外のセンターにも夜間に人員を配置します。
なお、要望処理の正確性向上のため、通話録音を実施します。除雪センターの開設時間は時期により異なりますので、右の一覧をご確認ください。

ルールを守りましょう！

道路法第43条で禁止
道路への障害物の設置

道路への障害物の設置は、除雪作業の大敵で法律違反です。みんなが安全に道路を走れるよう、一人一人がルールを守りましょう

ご協力をお願いします！

除雪車の通過後は住宅前に雪が残りますので、各自で処理をお願いします

除雪に関する情報

- 市庁、「あさひかわ 暮らしのアプリ」で市道の除雪情報が確認できます
- 除雪路線網図
 - 除雪に関わる支援制度
 - 除雪体制
 - 除雪情報
 - 排雪情報



国道・道道・市道のお問い合わせ

- 国道**：旭川開発建設部旭川道路事務所 電話61・0136
道道：旭川建設管理部 事業室 事業課 電話26・4461
市道：土木事業所 電話36・2244

雪堆積場開設予定のご案内 きれいな川を守るため、雪堆積場にはごみ等が混入した雪を持ち込まないでください
(12月上旬から準備が整い次第、順次開設していきます。開設状況は市庁でご確認ください)

雪堆積場の開設状況のお問い合わせ
土木事業所 電話36・2244

最新情報は
こちら →

④ 神楽岡雪堆積場	⑤ 旭永雪堆積場	⑥ 江神雪堆積場	⑦ 東近文雪堆積場	⑧ 東鷹栖1線雪堆積場	⑨ 東鷹栖雪堆積場	⑩ 永山町13丁目雪堆積場	⑪ 旭東駐車場雪堆積場
神楽岡14の7	永山町8	神居町忠和	近文町13	東鷹栖1線10号	東鷹栖3の6	永山町13	東光27の9
開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間・日曜日・祝日は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)



雪対策基本条例が制定されました

ルールやマナーを守りましょう

課題が多く、市民の関心も高い雪対策。市の責務や市民・事業者の役割と遵守事項を明記し、雪出しへの指導や勧告も盛り込んだ条例が制定されました。敷地内から道路に、みだりに雪を出すのは法律で禁止されています。



除排雪の支障となる路上駐車は、やめましょう

敷地内から道路に雪を出すのは、やめましょう

雪対策を知ること で過ごしやすい冬を



雪対策基本
条例の詳細

旭川市
雪対策審議会
会長
おおの たけし
大野剛志さん



市雪対策審議会は、令和4年3月に市長から諮問を受け、条例について検討しました。条例の主な意義は、雪処理のルール遵守やマナー向上へ市民の意識を高めることです。宅地内からの道路への雪出しが道路幅を狭くし、救急車などの緊急車両を通りにくくさせ、雪山で子供たちが歩くのを見えにくくさせるなどの危険につながります。市や事業者に要望するだけでなく、一人一人ができることを考えたいですね。条例は市民が育てるもの。雪対策の現状を知り、生活道路の安全確保などの身近な生活課題を、地域のみんなで考えるきっかけになればと思います。

除排雪の現場から 路上駐車と障害物で、作業ができなくなることも

現場で感じることを聞きま
した。
現場で市民から多くの要
望を受けると言う吉田さん。
市の除雪作業は、降り積も
った雪を道路脇にかき分け
る方法で、こぼれた雪の処
理は皆さんにお願いしてい
ますが、「なぜ雪を持って
行かないの」「間口の雪を

冬も安心して道路を通行
できるのは、交通量の少な
い夜間の限られた時間に懸
念の除排雪作業をする関係
者がいるからこそ。除排雪
を請け負う、只石組の吉田
勝之さんと渡辺大輔さんに、
現場で感じることを聞きま
した。



只石組
オペレーター
渡辺大輔さん
只石組
現場担当者
吉田勝之さん

片付けて」などの声がある
そう、作業への理解を求
めます。また「排雪した翌
日に道路に雪を出され、す
ぐ雪山ができていたことも
あります」と話します。
道路の雪を削る除雪グレ
ーダを運転する渡辺さんは、
路上駐車に頭を悩ませます。
「車を傷つけないよう作業
するので、効率が悪くなり
大変です。通れない場合は
1つの町内全体の排雪作業
が後回しになるときもあり
ます」とのこと。また、道
路に物を置いたままにする
のは禁じられていますが、
吉田さんは「雪の中に残っ
たままにされると巻き込ん
でしまい、機械が損傷し、
作業ができなくなる場合も
あります」と明かします。
厳しい環境の中で行われ
る除排雪。円滑な作業がで
きるよう、ご理解とご協力
をお願いします。

◎

安全安心な除排雪には、
マナーとルールの遵守が不
可欠。皆さんの心掛けが住
みよい旭川をつくりります。

【詳細】雪対策

番 25・6225